

判決要約

No.277

番号	概要	キーワード
1 事件番号(裁判所)		4 被告(被控訴人)
2 判決言渡日(判決)		5 出願番号等
3 原告(控訴人)		6 要約

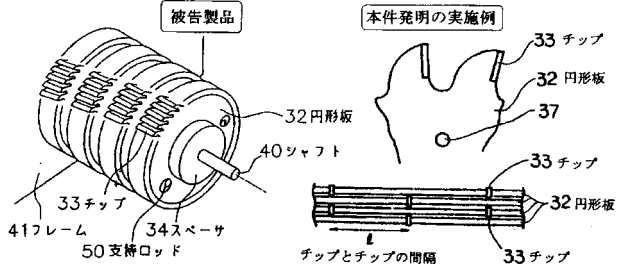
277 - 1	先願発明が用途発明として未完成であるとして拒絶審決が取消された	用途発明
------------	---------------------------------	------

<p>1 平10(行ケ)401号(東高13民)</p> <p>2 平13.4.25(認容)</p> <p>3 日清製粉(株)</p> <p>4 特許庁長官</p> <p>5 特願平3-185094号</p> <p>6 事案:「タピオカ澱粉12~50重量%と穀粉類88~50重量%とからなる即席冷凍麺類用穀粉」からなる本件発明(用途発明)に対し、先願明細書に記載の「タピオカ澱粉5~30重量%と穀粉類95~70重量%とからなる即席冷凍麺類用穀粉」なる発明が、用途発明として、先願発明となるか否かについて争われた。</p> <p>裁判所の判断:「.....用途発明は、既知の物質のある未知の属性を発見し、この属性により、当該物質が新たな用途への使用に適することを見出したことに基づく発明であると解すべきである。なぜなら、既知の物質につき未知の属性を発見したとしても、それによって当該物質の適用範囲が従来の用途を超えなければ、技術的思想の創作であるということではできず、また、新たな用途への使用に適するといえるものでなければ、適用範囲が従来の用途を超えたとはいえないからである。.....」</p> <p>.....用途発明である先願発明が完成したといえるためには、タピオカ澱粉を特定割合で他の澱粉と配合した先願発明が、穀粉類のみから成る従来の即席冷凍麺類用穀粉よりも、</p>	<p>即席冷凍麺類用穀粉として優れた効果を奏することが必要であるというべきである。</p> <p>そうとすれば、先願明細書の記載において、タピオカ澱粉を特定割合で他の穀粉と配合した先願発明につき、その効果として、単に喫食可能な即席冷凍麺類が製造できるということ、すなわち、穀粉類のみから成る即席冷凍麺類用穀粉という従来技術以下の効果を奏することしか開示されていないとすれば、先願明細書上、用途発明である先願発明が、当業者が反復実施して所定の効果を挙げることができる程度にまで具体的・客観的なものとして構成されているとは到底いうことができず、したがって、先願発明が完成した用途発明として開示されているとはいえない。」</p> <p>判決では、原告・被告の提出した実験成績証明書に基づいて、先願発明が小麦粉等の穀粉類のみからなる従来の即席冷凍麺類用穀粉(従来技術)よりも優れた効果を奏するか否かを検討し、その効果は従来技術以下であると結論付けている。</p> <p>評釈:特許法第29条の2に基づく拒絶理由等において、本件のような先願発明が引用される場合がある。それに対する反論として本判決は参考になる。</p> <p style="text-align: right;">(特29条の2)重要度 (小西 富雅)</p>
--	--

277 - 2	会社合併による商標権の一般承継後に、特許庁が前の権利者に取消審判請求書を送達し、取消審決をなした。その取消審決の効力は、新たな商標権者には及ばない	権利の一般承継送達
------------	---	-----------

<p>1 平13(行ケ)106号(東高13民)</p> <p>2 平13.6.27(棄却)</p> <p>3 松下興産(株)</p> <p>4 大和田春雄</p> <p>5 商標登録3179407号</p> <p>6 事実経過:商標権者甲が、会社乙に吸収合併された後、特許庁が甲に対して、審判請求書副本を送達した。審判請求書副本は、新たな商標権者乙の関連会社の従業員丙が受領した。</p> <p>裁判所の判断: 本件審決は、新たな商標権者乙に対し、有効な送達がないままにされたものであるから、本件審決の効力が原告乙に及ぶことはないものと解さざるを得ない。一般承継の届出がなくとも一般承継による商標権の移転の効力に影響を生じない。</p> <p>丙の受領によって、本件審決の効力が原告乙に及ぶこと</p>	<p>になったということもできない。</p> <p>本審決取消訴訟は、原告乙にその効力が及ばない本件審決の取消を求めるものであるから、不適法な訴えである。</p> <p>付言するに、本件訴えを不適法として却下する本判決が確定しても、商標権者である原告乙に対し本件審決の効力が及ばない以上、本件審決に基づき、本件商標について商標法54条所定の効果が生じる由なく、その旨登録することもできない。特許庁としては、被告を請求人とする本件審判事件について、改めて審判請求書副本を原告乙に送達し、審理を行い、審決を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">(商50・54条)重要度 (富澤 孝)</p>
---	---

277 - 3	特許発明「車両形クレーンのジブ格納装置」の無効棄却審決を棄却した審決取消請求事件	訂正明細書
	<p>1 平 11 (行ケ) 378 号 (東高 6 民)</p> <p>2 平 13 . 7 . 12 (認容)</p> <p>3 (株)タダノ</p> <p>4 (株)加藤製作所</p> <p>5 特許 2129544 号</p> <p>6 訂正明細書において「ブームの上記側面にブーム軸に沿わせて設けられた支軸に 枢動可能に取付けられたジブホルダ」を「ブームの上記側面にブーム軸に沿わせて設けられた支軸に、枢動可能に取付けられ、上記ジブの重心より基端側を保持するジブホルダ」と訂正したことの是非が争われた。</p> <p>原告：「ジブの重心より基端側を保持するジブホルダ」は、本件特許の願書に添付した明細書又は図面に記載された事項の範囲内のものでないから認められない。</p> <p>被告：「ジブの重心より基端側」の文言から、当該ジブの基端部ないし基端からかなり離れる、例えばジブの重心近傍を予定していることは、当業者であれば、直ちに読み取れる。</p> <p>裁判所：「ジブの重心より基端側」とは、ジブの重心近くの基端側の部分から、ジブの基端部までの間の、幅をもつ範囲を指すものであることは、その文言から、一義的に明らかであるというべきである。これに対し、審決は、「訂正されたジ</p>	<p>ブホルダの位置は明細書の詳細な説明および添付図面から、ジブホルダにねじれを生じさせない位置、即ちジブの重心近傍での基端部を意味することは明らかであり、そして、この構成を採用することにより本件明細書で本件発明の目的としている「ジブにねじれ変形を生じさせることなく移し替える」ことが可能になるものである」と認定判断し、この認定判断を前提として、独立特許要件があるとの判断を導いた。</p> <p>しかしながら、本件訂正明細書の特許請求の範囲中の上記文言の意味が一義的に明らかであるから、発明の詳細な説明の記載を参酌して上記文言の意義を限定して解釈することは許されないと解するのが相当である。審決は、本件訂正後の発明につき、1 実施例の構成にすぎないものを、誤って、本件訂正後の発明そのものの構成であると認定判断したものであり、審決がこの誤った認定判断を前提に、独立特許要件を認めたものであることは、上記認定判断の誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。</p> <p>(改正前特 134 条 2 項ただし書) 重要度 (岡田 淳平)</p>
277 - 4	登録商標「POLOELEGANCE」について著名商標「POLO」との関係で 4 条 1 項 15 号に該当するため登録を取り消すとする異議決定に対して取消訴訟が提起されたが原決定を維持する旨の判決がなされた	著名商標「POLO」商品の出所の混同を生ずる虞れ
	<p>1 平 12 (行ケ) 408 号 (東高 18 民)</p> <p>2 平 13 . 3 . 27 (棄却)</p> <p>3 (株)サイキー山陶苑</p> <p>4 特許庁長官</p> <p>5 商標登録 4232680 号 平成 11 年異議第 90668 号</p> <p>6 本件商標：「POLOELEGANCE」</p> <p>指定役務並びに商品及び役務の区分：第 21 類 全指定商品 引用商標：「POLO & by RALPH LAUREN & 図形」</p> <p>原告主張の決定取消事由：馬に乗ったポロ競技プレイヤーの図形及び「POLO」等の文字からなる商標（「POLO」商標）は、ザ・ポロノローレン・カンパニー・リミテッド（「ラルフ・ローレン社」）のものとして著名なことは認めるが、その偽ブランド商品は少なくとも関東近県において 90% 以上を占め、真正品を購入しようとする需要者はラルフ・ローレン社のものか否かを吟味する。寸分違わずラルフ・ローレン社の「POLO」商標であることの確認が重要であり、商標の態様が大きく異なるものであればその商品を探採購入することはない。</p> <p>商標「POLOELEGANCE」はその外観・称呼・観念において「POLO」商標と判別し得る。また、本件商標を構成する欧文字「POLO」と「ELEGANCE」はそれぞれを分離観察</p>	<p>すべき合理的理由はなく、これに接する需要者は「ラルフ・ローレン又はラルフ・ローレン社と何らかの関係を有する者の商品であるとは認識しないため商品の出所の混同を生ずる虞れはない。</p> <p>裁判所の判断：「POLO」商標の重要な要部が「POLO」の文字の部分にあることは、ラルフ・ローレン社が「POLO」商標を長らく使用してきた経緯に係る決定認定事実から明らかであり、ラルフ・ローレン社が本件商標の指定商品に含まれる「食器類」をも取り扱っていることも原告は争っていないから、本件商標をその指定商品に使用した場合は、<u>需要者においてその構成部分の先頭部分にある「POLO」の文字に注意を引かれ「POLO」商標を連想し、その商品がラルフ・ローレン又はラルフ・ローレン社と組織的・経済的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのごとく、出所の混同を生ずる虞れがあるものと認めることができる。</u></p> <p>評釈：原告が主張するように真正品を購入しようとする需要者の商標に対する注意力の変化があるかも知れないが、<u>一般の需要者の認識としていわゆる広義の混同が生ずるか否かを基礎とする異議決定の判断に影響を与えるものではないものと思われる。</u></p> <p>(商 4 条 1 項 15 号) 重要度 (田中 秀樹)</p>

277 - 5	競技グラウンドの表面磨耗部分の修理方法及び切削装置の実施につき特許侵害が否定された	明細書の記載参酌，間接侵害
1 平 12 (ワ) 23114 号 (東地 47 民) 2 平 13 . 7 . 27 (棄却) 3 東成建設(株) 4 (株)ライナックス 5 特許 1640200 号 6 本件発明:(本件発明 1)固い基礎床体上に固着された可撓性層を切削し、該可撓性層の表面部を除去する切削過程、上記基礎床体上に残された下部可撓性層の切削面に接着剤を塗布する塗布過程、及び接着剤が塗布された上記切削面に新しい可撓性層を付着する接着過程からなる可撓性床体の修理方法。(本件発明 2)固い基礎材料上に固着された可撓性層を切削する装置で、...シャフトと、...複数の円形板と、...スペースと、...チップとを有し、該チップは、隣接する円形板のチップに対し、一定角度間隔ずらして配置された可撓性床体の切削装置。	<p>着剤を塗布する」過程がなければならず、既設ウレタン舗装の上に同一の物質を塗り重ねた場合には、そのような 2 つの過程が存するとはいえないから、本件発明 1 の構成要件を充足するということとはできず、原告の主張は採用できない。本件発明 2 の「一定角度間隔ずらして配置された」とは、オーバーラップした状態における隣接するチップ間の衝突を避けるために、円周方向において、上記チップ間の衝突を避ける程度の一定の角度間隔ずらすことを意味するものと認められる。これに対して、被告製品においては、チップは、外周部で交互にオーバーラップした状態で配置されていないものと認められるから、隣接するチップの衝突を避けるために、円周方向において、チップ間の衝突を避ける程度の一定の角度間隔でずらす必要はない。被告製品が、仮に...の構成を有しているとしても、チップが、隣接する円形版のチップに対し、円周方向にずらして配置されていないから、上記構成要件を充足しない。</p>	 <p>(特 70・101 条) 重要度 (野中 誠一)</p>